

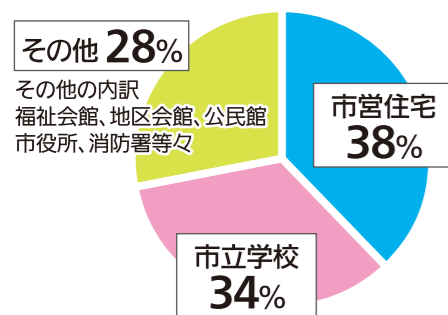
北村たけし 3月 緑のかけはし 総括質疑・意見表明

1 公共施設マネジメント基本方針 (ファシリティマネジメント)について

公共施設の30%は可能か

2016年12月公共施設マネジメントの施設評価素案が発表され、その再編と圧縮とのプランでは2048年までに保有量を30%以上削減するとしています。しかし、その達成が可能か甚だ疑問です。

その理由は、市の公共施設の床面積は186.8万㎡でそのうち市営住宅が38%、市立学校が34%でこの2つで約70%を占めています。市営住宅は20年間で15%削減ですがその後の計画はありません。学校は27%の削減が達成されているものの残りの削減は不明です。となると残りは市役所や消防署、地区会館や公民館等がありますが、30%削減にこだわると地区会館や公民館など市民利用施設にしわ寄せが行くのではないのでしょうか？そうした不安を抱えています。



質問 公共施設マネジメント基本方針について、数字目標が一人歩きして、肝心の政策がないがしろになることは避けなければならないと考えるがどうか。

答弁 「公共施設マネジメント基本方針」は、本市の多くの施設で老朽化が進む中、人口減少や少子高齢化の進展、更には今後も厳しい状況が見込まれる本市の財政状況を踏まえ、将来

機能の移転・見直し・複合化

今回の素案の中で、移転や見直しが検討されている施設は表①の通りです。老朽化が著しい建物が対象となっているようです。

鉄筋コンクリート製の建物は60年以上使用可能です。3分の2くらいの使用期間で老朽化し使えなくなった事は問題です。では何故使えなくなったのでしょうか？それは次のようなことからです。市役所には長期修繕計画というものが

表① 機能の移転・見直し・複合化を検討する施設

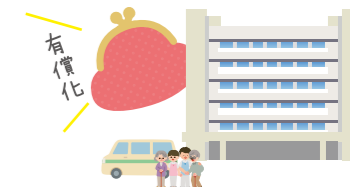
施設名	築年数	説明
青少年センター	43年	旧聖トマス大学等の活用を視野に機能を見直し
青少年いこいの家	51年	老朽化した宿泊等を廃止し、野外での活動を中心とした施設へ特化
立花公民館	46年	近隣の公共・民間施設への機能移転
身体障害者福祉会館	42年	近隣の公共・民間施設への機能移転
福喜園(老人福祉センター)	44年	
千代木園(老人福祉センター)	47年	
あいあい分場	36年	
あぜくら分場(障害福祉サービス事業所)	46年	
尼崎社協会館	47年	他の公共施設への移転
つどいの広場(杭瀬保育所2階)	45年	実施場所の検討
北図書館	38年	周辺の市有地への移転、旧聖トマスへ一部移転

世代の過度な負担を強いることなく、公共施設の量、質、運営コストの適正化を目指し、今後の公共施設のあり方を方向付けるため策定したものです。この基本方針の大きな柱である「圧縮と再編」の取組みとして、施設の保有量を今後35年間で30%以上削減する目標を設定しています。

事後保全から予防保全へ

ありませんでした。雨漏りがあれば修繕するのが事後保全です。定期的に修繕するのが予防保全で、マンションにお住まいの方であれば、10数年おきの壁のペンキの塗り替えや屋上防水加工をします。これが予防保全です。この計画の中で事後保全から予防保全への転換が言われていますが、市は予防保全の考えなしで施設を管理していたために40年超えで建物の老朽化が進んでしまったものがあります。予防保全してたら長期に使えていたはずですが。

2 社会法人への私有地の貸付料の有償化



社会法人対象の私有地貸付料を無償から2分の1にするということが提案されました。1月の総務委員会で提案された時にも、議員から異論が続出したにもかかわらず新規参入は2月実施を決めました。政策内容の変更を関係者との論議をする暇もなく実施期間を先行させたことにより、信頼関係を失うことになってしまいます。

理由は今までは無償にしていたのですが、今は事業所が自ら土地を取得している所もあり、公平性に欠けるといいます。対象施設は特別養護老人ホーム、保育所、障害者施設などです。これらの施設は市が直営運営していたこともあります。募集に当たって事業主負担の軽減を図っていたのです。社会福祉法人への地代の負担問題は、保育、特養、障害者施策の担い手である社会福祉法人への支援策の大きな後退になります。

23ヶ所の公立保育所の民間移管においても、土地は無償貸与

とされて保育所移管の政策の一環とした結果、現在、市から土地の無償貸与を受けている民間保育園は31園にのぼります。土地の無償貸与は、尼崎の保育行政を進める上での重要な政策上の手段でした。社会福祉法人は利益を目標しているわけではありません。障害者施設は財政基盤が弱く、保育所は地代を保護者に転化できない仕組みになっています。

この提案に法人保育園会(保育所の社会福祉法人)から白紙撤回し見直しを求める陳情も上がっています。サービスの質の低下や人件費引き下げなど経営不安を与えることの無いようにしなければなりません。

事前説明、意見調整を改めて行うために、一旦立ち止まり真摯な協議を行うことが必要です。

協働のまちづくりや幅広い視野及び総合的な視点により自治のまちづくりを支援することをうたった「あまがさき自治のまちづくり条例」の精神が活かされているように思えません。

私の意見 ▶ 利益を追求しない社会福祉法人の運営に大きな影響を及ぼすことになり、サービスの質の低下や人件費の引き下げにつながるものが心配されます。

3 法人保育園(民間の保育所)の子どもたちの検診事業が廃止?!



さて、今議会で各会派から異論が出されたのが、法人保育施設等児童検診助成事業(耳鼻科・眼科の検診補助)の廃止についてです。

法人保育園(民間の保育園)には、児童に対して内科、歯科、耳鼻科、眼科の検診を実施する義務がありますが、市はこの度、耳鼻科と眼科の検診補助費の廃止を決めました。その補助費は表の通りです。

表 検診補助費の内容

項目	単価	総費用
嘱託医報酬	6900円/月	1424万円
検診報酬単価	201円/回・人	246万円

廃止理由については市は「検診費は公定価格に含まれるので廃止」「嘱託医報酬が公定価格に含まれるかどうか不明のまま廃止」を決めました。

保育の公定価格とは? 教育・保育・地域型保育に通常要する費用を勘案して、国が基準により算定した費用

嘱託医の優れた点

保育園と特定の医療機関との間で、年間を通して検診を契約する制度で、優れた点は、同じ医師に子どもを見てもらえるためにこどもの特徴を医師がつかんでいることです。子どもとの会話、意思疎通は普段をよく知っている医師の方がより正確な検診ができます。

市の廃止ありきの姿勢に法人園会と医師会から「存続」を求める陳情書が出されました。公立保育所は4科すべてに専門医が嘱託医に委嘱され、検診も続けます。法人保育園の子どもたちだけ必要がないという論理は理解できません。

予算議会において議会から市に対し、「H29年度は廃止を見送り...関係者と十分に協議し、H30年以降の取扱いを決めるよう求める」との意見が全会派から出されました。来年度は存続できそうです。

私の意見 ▶ 「30%削減」が先行してしまうと、政策的に必要な市民利用施設にしわ寄せが行くことを懸念します。市の本来の役目である市民福祉とのバランスに配慮が必要であります。

私の意見 ▶ 今後の両団体との意見交換を進める中で、園児への検診助成の廃止を再検討される様、要望します。